アートによる対話を考える実行委員会規約

第１章　総　則

（名称）

第１条　本会は、アートによる対話を考える実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　実行委員会は、活動を通して、アートを介して可能となるソーシャル・インクルージョン（社会包摂）を核に、地域の市民とアーティストが対話をし、協同することでさらなる共生社会に近づく場を実現していくことを目的とする。

（事業）

第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 展示及びワークショップ等の開催に必要な計画の策定に関すること
2. 展示及びワークショップ等の企画、準備及び実施に関すること
3. その他目的を達成するために必要な事業に関すること

第２章　組　織

（組織）

第４条　実行委員会は、別表に掲げる者のほか、委員長が特に必要があると認める者をもって組織する。

（役員）

第５条　実行委員会に委員長、副委員長、監査を置き、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第６条　役員は次の職務を行う。

1. 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 監査は、実行委員会の監査事務を行う。

（任期）

第７条　委員及び役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、第４条に掲げる委員が就任時の関係機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

第３章　会　議

（会議）

第８条　会議は、委員長が召集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第４章　事務局

第９条　実行委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局に事務局長及び書記を若干名置く。

３　その他事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第５章　補　則

（補則）

第10条　この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

　　附　則

（施行期日）

この規約は、平成２７年１０月１日から施行する。